

市町村のための子ども虐待対応マニュアル
(平成 30 年 3 月改訂)

山形県子育て推進部

はじめに

子ども虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代に引き継がれるおそれのある、子どもに対する最も重大な権利侵害であり、社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成27年度には10万件を超え、年々増加している状況です。また、本県の児童虐待の認定件数（市町村分を含む）は、平成26年度には403件と過去最高となり、その後も依然として高い水準となっています。

このような中、国において、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援という児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、一連の対策の更なる強化を図るため、平成28年に児童福祉法等が改正され、児童福祉法の基本理念を見直すとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村や児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の所要の措置が講じられることとされました。

本県におきましても、子ども虐待防止には市町村、児童相談所及び関係機関が連携し、一体となって取り組むことが重要であることから、平成22年に「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」を作成し、市町村における虐待対応の取組みを支援してきたところです。

マニュアル作成から8年が経過し、その間、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律の改正が行われたことなどに伴い、マニュアルの内容を見直すとともに、要保護児童対策地域協議会の活動の活性化を支援するため同協議会の項目を加筆し、このたび、「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」を全面改訂いたしました。

このマニュアルについては、平成28年児童福祉法改正内容のほか、要保護児童対策地域協議会の活動を支援するために協議会の運営方法、相談・通告から支援までの各フェーズにおける留意点及び子ども虐待相談対応の具体例等を記載し、より分かりやすく使いやすいものに見直ししたところです。

引き続き、市町村における子ども虐待対応の手引きとして、子ども虐待の早期発見・早期対応、支援等に役立てていただければ幸いです。

平成30年3月

山形県子育て推進部長 飛塚 典子

目 次

第1章 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要について	
1 児童福祉法の理念の明確化等	1
2 児童虐待の発生予防	2
3 児童虐待の発生時の迅速・的確な対応	3
4 被虐待児童への自立支援	6
第2章 要保護児童対策地域協議会について	
1 要保護児童対策地域協議会の仕組み	7
(1) 要保護児童対策地域協議会の役割	7
(2) 要保護児童対策地域協議会の構造	7
2 要保護児童対策地域協議会の運営方法	8
(1) 代表者会議	8
(2) 実務者会議	8
(3) 個別ケース検討会議	9
3 ケース移管及び情報提供	11
(1) ケース移管の流れ	11
(2) ケース移管ではなく情報提供のみを行う場合の流れ	11
第3章 相談・通告から支援の流れ	
1 全体の流れ	15
(1) フロー図	15
(2) 各フェーズの概要	16
2 各フェーズにおける支援の方法及び留意点	17
(1) 相談・通告の受付	17
(2) 受理会議（緊急受理会議）	19
(3) 調査	19
(4) ケース検討会議（支援方針会議）及び支援方針の決定、支援計画の策定、支援の実行	22
(5) 繼続支援ケースの進行管理及び支援の終結	23

3 児童相談所との連携	37
(1) 児童相談所の機能と役割	37
(2) 市町村と児童相談所の役割分担・連携	37
(3) 送致について	39
4 子ども虐待相談対応の具体例	44
(1) 泣き声通告	44
(2) 身体的虐待	48
(3) 性的虐待	50
(4) ネグレクト	52
(5) 面前DVによる心理的虐待	54
(6) 特定妊婦	56
(7) 所在不明児・居所不明児童	58

第4章 社会的養護について

1 社会的養護の全体像	60
2 社会的養護に係る諸手続と市町村の関わり	62
(1) 家庭養護	62
(2) 施設養護	69
(3) その他の市町村支援について	71